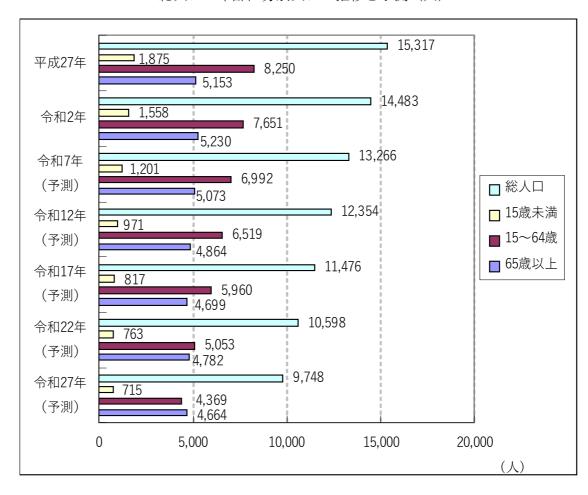
第2章 本町の現状と課題

1 人口推移と予測

(1)総人口・年齢区分別人口の推移と予測

本町の人口は、平成27年の15,317人から緩やかに減少していき、令和27年の予測では9,748人まで減少することになり、今後も減少していくことが見込まれます。



総人口・年齢区分別人口の推移と予測(人)

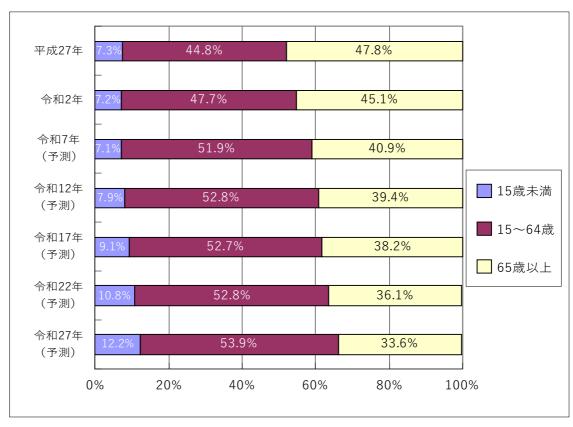
<参考資料等>

- ・平成27年及び令和2年は国勢調査。令和7年以降は推計値。
- ※平成27年及び令和2年の「総人口」は「年齢不詳」の数も含む。

資料:国勢調查、国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢区分別人口割合の推移と予測

65歳以上の人口も減少していくことが見込まれていますが、人口割合としては 増加していき、令和22年には高齢化率が40%を超えることが見込まれます。



年齢区分別人口の推移と予測(人)

<参考資料等>

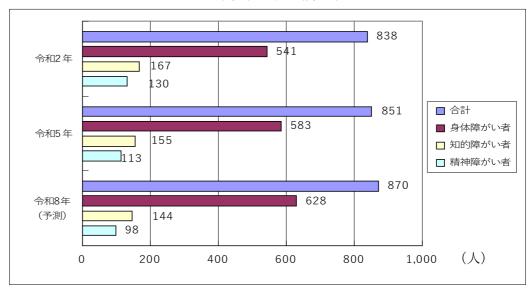
- ・平成27年及び令和2年は国勢調査。令和7年以降は推計値。
- ※平成27年及び令和2年の「総人口」は「年齢不詳」の数も含む。

資料:国勢調查、国立社会保障・人口問題研究所

2 障がい者等の状況

(1) 障がい者等の推移

身体障がい者の手帳所持数は減少傾向にありますが、知的障がい者、精神障がい 者の手帳所持数は若干の増加傾向となることが予測されています。



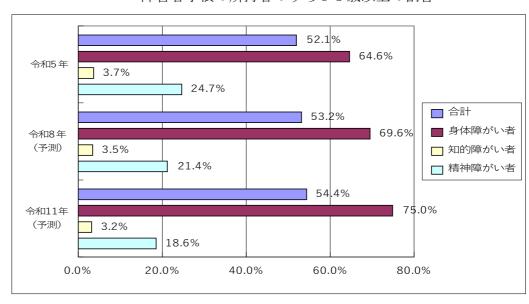
障害者手帳の所持者

※令和2年は令和2年3月31日、令和5年は令和5年12月1日を基準日

(2) 高齢化・重度化・重複化の状況

①障がい者の高齢化

障害者手帳所持者のうち、65歳以上の高齢者の割合は、この間、全体の60~75%を占めると予測されており、減少傾向の予測ではありますが高い割合を占めています。



障害者手帳の所持者のうち65歳以上の割合

※令和5年は令和5年12月1日を基準日。その他は予測値。

②重複障がい者

知的障がい者のうち、1割超の人が身体障害を併せ持っており、令和8年、令和11年の予測では、若干の増加傾向になることが見込まれています。

療育手帳所持者のうち身体障害者手帳を所持している人の割合

※令和5年は令和5年12月1日を基準日。その他は予測値。

3 アンケート調査の結果

アンケート調査の概要

○調査時期	令和5年11月15日~令和5年12月4日
○調査対象	田布施町の「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の対象者
○調査人数	200 人 無作為抽出全体人数を障害種別人数により按分障がい者(在宅)141 人障がい者(施設)28 人障がい児31 人
○調査方法	郵送配布・回収(インターネットによる回答を併用)

◆回収率	回収率 52.0% (回収 104 件/発送 200 件)
	障がい者(在宅) 有効回収数 66件(有効回収率 46.8%)
	障がい者(施設) 有効回収数 20 件(有効回収率 71.4%)
	障がい児 有効回収数 18 件(有効回収率 58.1%)

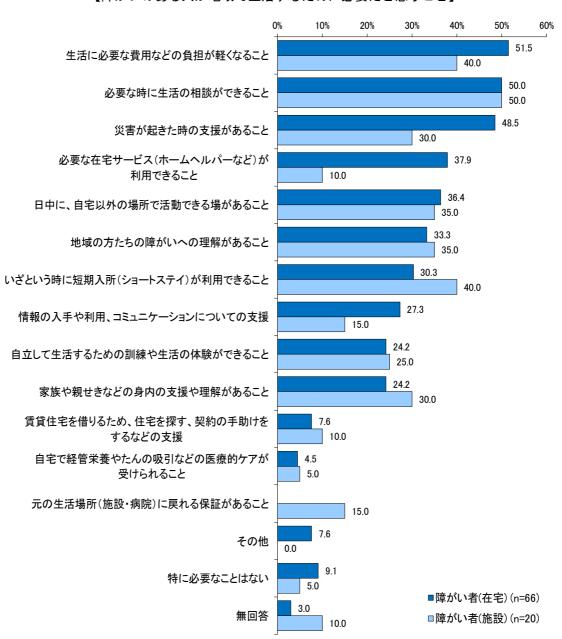
結果の見方

- ●本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比(%)で示してある。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合がある。
- 2つ以上の回答(複数回答)を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがある。
- グラフ中の「n」は質問に対する回答数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

(1) 障がいのある人が地域で生活するために必要だと思うこと

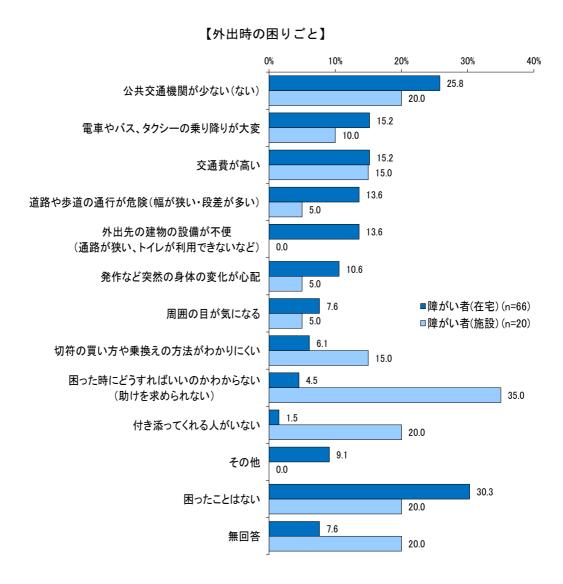
障がいのある人が地域で生活するために必要だと思うことについて、障がい者(在宅)では、「生活に必要な費用などの負担が軽くなること」、「必要なときに生活の相談ができること」、「災害が起きたときの支援があること」、障がい者(施設入所)では、「必要なときに生活の相談ができること」が上位となっています。

【障がいのある人が地域で生活するために必要だと思うこと】

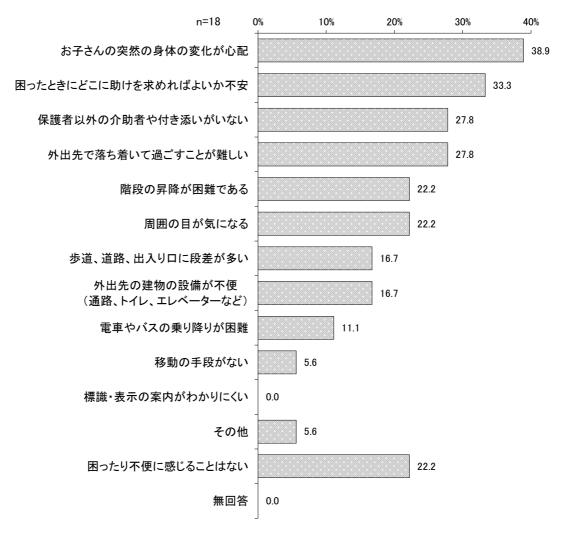


(2) 外出時の困りごと

外出時の困りごとについて、障がい者(在宅)では、「公共交通機関が少ない(ない)」、障がい者(施設入所)では、「困ったときにどうすればいいのかわからない(助けを求められない)」、障がい児では、「お子さんの突然の身体の変化が心配」、「困ったときにどこに助けを求めればよいか不安」が上位となっています。

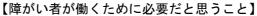


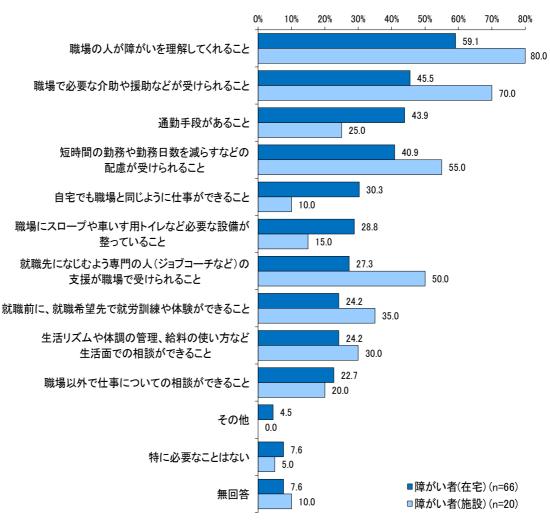
【外出時の困りごと (障がい児)】



(3) 障がい者が働くために必要だと思うこと

障がい者が働くために必要だと思うことについて、障がい者(在宅)では、「職場の人が障害を理解してくれること」、障がい者(施設入所)では、「職場の人が障害を理解してくれること」、「職場で必要な介助や援助などが受けられること」が上位となっています。

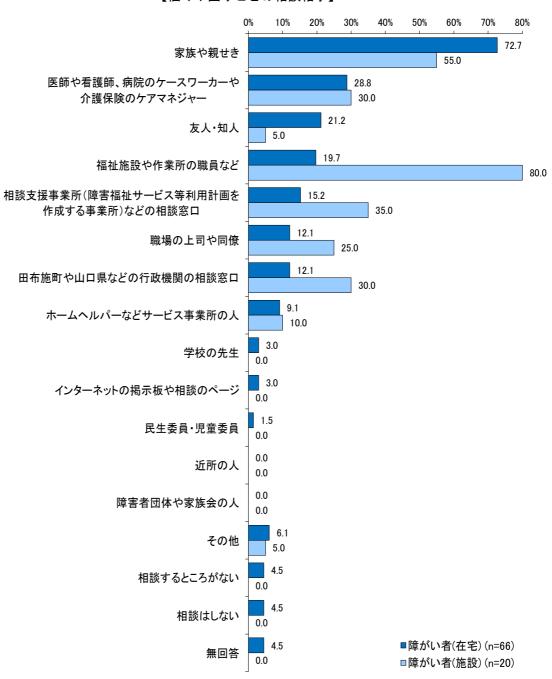




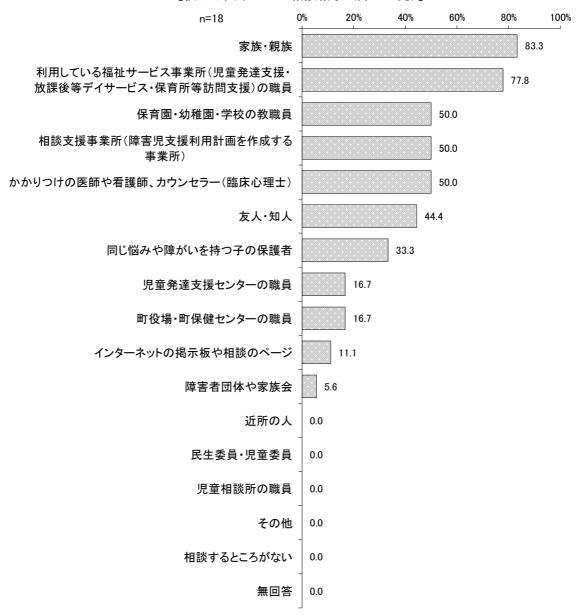
(4) 悩みや困りごとの相談相手

悩みや困りごとの相談相手について、障がい者(在宅)では、「家族や親せき」、 障がい者(施設入所)では、「福祉施設や作業所の職員など」、障がい児では、「家族・ 親族」、「利用している福祉サービス事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス・ 保育所等訪問支援)の職員」が上位となっています。

【悩みや困りごとの相談相手】



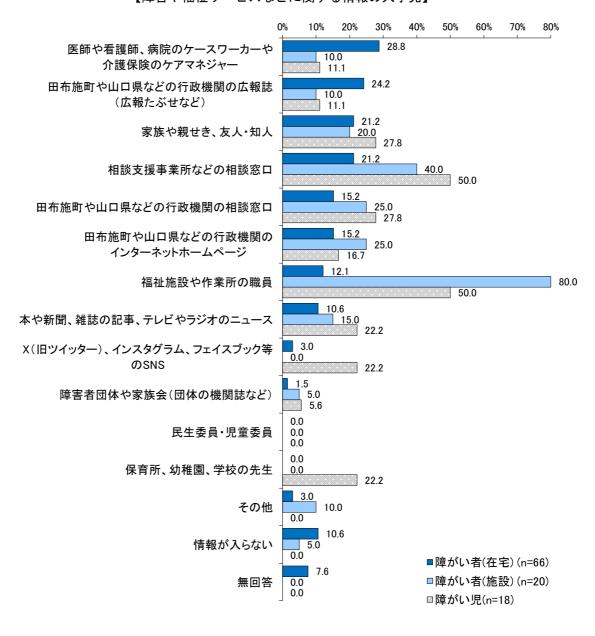
【悩みや困りごとの相談相手 (障がい児)】



(5) 障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先

障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先について、障がい者(在宅)では、「医師や看護師、病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」、障がい者(施設入所)では、「福祉施設や作業所の職員」、障がい児では、「相談支援事業所などの相談窓口」、「福祉施設や作業所の職員」が上位となっています。

【障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先】



(6) 災害時の困りごと

災害時の困りごとについて、障がい者(在宅)では、「投薬や治療が受けられない」、 障がい者(施設入所)では、「投薬や治療が受けられない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」、障がい児では、「避難先で落ち着いて過ごすことが難しい」、「避難場所の設備(トイレなど)が整っていない」、「避難場所がわからない」が上位となっています。

